

各国及び日本の危険有害業務に係る規制の状況

	ILO条約（第183号）	イギリス	ドイツ	フランス	EU	日本
		妊産婦リスク評価	妊産婦一律就業禁止タイプ	女性一般一律就業禁止タイプ	妊産婦リスク評価＋就業強制禁止タイプ	女性一般一律就業禁止タイプ
危険有害業務一般	妊産婦について、母又は子の健康に有害な業務に就くことを強制されないことを保障	母性に関するリスク評価を行い、これが明らかになった場合、リスクを回避するために必要な措置を講じる	妊産婦について、過酷な肉体労働等一定の業務の就業を禁止	女性一般について、体力の限界を超える等の一定の業務の就業を禁止 （さらに妊産婦について一定の就業制限あり）	妊産婦について、リスクがあると考えられる業務について、評価を行い、これが明らかになった場合は業務転換等の措置を講じる	女性一般について、妊娠、出産に係る機能に有害である一定の業務の就業を禁止 （さらに妊産婦について一定の就業制限あり）
重量物	（勧告において、重量物取扱い業務を妊産婦に有害な業務の一つとして挙げている）		妊産婦について、一定重量以上の重量物を取り扱う業務の就業を禁止	女性一般について、一定重量以上の重量物を取扱い業務の就業を禁止 （取扱いの形態により、制限重量は異なる）		女性一般について、一定重量以上の重量物を取り扱う業務の就業を禁止 継続作業 20キロ 断続作業 30キロ
有害物質	（勧告において、有害な化学的因子にさらされる業務を妊産婦に有害な業務の一つとして挙げている）		妊産婦について、鉛等にさらされる業務の就業を禁止	女性一般について、一定の有害物質にさらされる業務の就業を禁止	妊産婦について、鉛等にさらされる業務に就くことを強制されない	女性一般について、一定の有害物質が発散する場所での就業を禁止